

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月4日

【発行者名】 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【電話番号】 (03) 6447 - 3086

【届出の対象とした募集
（売出）内国投資信託受
益証券に係るファンドの
名称】 インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）

【届出の対象とした募集
（売出）内国投資信託受
益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月16日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年4月1日および平成26年7月16日に訂正届出書にて訂正済み。）の記載事項について、ファンドの繰上償還（信託終了）が確定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

（前略）

(7) 申込期間	<p>継続申込期間：平成26年1月17日から平成27年1月15日まで— *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 <u>ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、継続申込期間は平成26年9月26日までとなります。詳しくは、後記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」中の「繰上償還（信託終了）の予定について」をご覧ください。</u></p>
----------	---

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(7) 申込期間	継続申込期間：平成26年1月17日から平成26年9月26日まで
----------	---------------------------------

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの運用プロセス

< 訂正前 >

(前略)

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれません。

繰上償還（信託終了）の予定について

当ファンドは、2014年9月30日をもって繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 繰上償還の理由

当ファンドは設定以来、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行ってまいりましたが、受益権の総口数が減少を続けており、2014年5月30日現在では約7.3億口（純資産総額では約6.2億円）となっております。

当ファンドの信託約款においては、受益権の総口数が20億口を下回るようになった場合、または信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができる旨を規定しております。

今後も受益権の総口数の減少が継続した場合、運用方針に沿った運用や十分な分散投資を行うことが困難な状況となることが予想されることから、信託契約を解約し、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還の手続きを行うことといたしました。

2. 繰上償還の予定日程および手続き等

繰上償還は、以下の日程、手続きをもって実施する予定です。

繰上償還の予定日程

基準日 新聞公告日(日本経済新聞朝刊)	2014年7月16日
異議申立期間	2014年7月16日から2014年8月27日まで
繰上償還の可否決定日	2014年8月28日
繰上償還予定日	2014年9月30日

* 繰上償還が決定した場合、2014年9月27日以降、ファンドの購入・換金のお申し込みの受け付けを停止いたします。

繰上償還にかかる異議申立の手続きは、基準日(2014年7月16日)時点の受益者(2014年7月14日までに購入申込をされた受益者となります。)を対象としております。2014年7月15日以降の購入申込により取得された受益権については、当該異議申立手続きの対象とはなりません。

異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、2014年9月30日に繰上償還を実施いたします。

< 訂正後 >

(前略)

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

繰上償還（信託終了）の決定のお知らせ

当ファンドは、受益権の総口数が減少し、今後もこの減少が継続した場合、運用方針に沿った運用や十分な分散投資を行うことが困難な状況となることが予想されたことから、信託契約を解約し、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還にかかる異議申立の手続きを実施いたしました。

この結果、異議申立を行った受益者の受益権の合計口数が、基準日(2014年7月16日)現在の受益権の総口数の2分の1を超えなかったため、2014年9月30日をもって繰上償還を実施することを決定いたしました。

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

(3)信託期間

< 訂正前 >

ファンドの信託期間	<p>無期限（設定日：平成14年10月31日）とします。— <u>なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。</u> ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、信託期間は平成26年9月30日までとなります。詳しくは、前記「<u>第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格</u>」中の「<u>繰上償還（信託終了）の予定について</u>」をご覧ください。</p>
-----------	---

< 訂正後 >

ファンドの信託期間	平成14年10月31日から平成26年9月30日までとします。
-----------	--------------------------------